

事務連絡
平成 30 年 8 月 6 日

関係府県内市町村担当部長 殿

内閣府政策統括官 (防災担当) 付
参事官 (事業推進担当)

平成 30 年 7 月豪雨における住家の被害認定調査 (第 2 次調査及び再調査) に
係る留意事項について

内閣府では、「災害の被害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官 (防災担当) 通知) に基づき、住家の被害状況調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 13 年 7 月作成) を定めています。本運用指針については、平成 30 年 3 月に改定しておりますので、最新の内容については内閣府ホームページ等によりご確認ください。内部立入調査も行う第 2 次調査や再調査にあたっては、本運用指針を踏まえ、適切なお対応をよろしく願います。

また、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えることにより、第 1 次調査等の結果に納得がいかない場合には、被災者から市町村に住家被害等の第 2 次調査や再調査を依頼することが可能であることについて、被災者に対し十分な周知をよろしく願います。

(参考) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が掲載されているホームページ：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (事業推進担当) 付
粟津、黒瀬

TEL 03 - 3501 - 5696 (直通)、FAX 03 - 3501 - 6820